



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

市町村国民健康保険における 保健事業実態調査結果等から見る 保健事業の現状

調査概要

(1) 市町村国民健康保険における保健事業実態調査

市町村におけるポピュレーションアプローチから重症化予防までの保健事業について具体的な取組内容や実施体制等を把握することを目的に調査したもの。

- 調査対象:市町村
- 調査時期:平成30年7月
- 調査時点:平成30年3月時点(実施体制等の一部は平成30年6月時点)
- 回収率:100%

(2) 平成30年度保険者データヘルス全数調査(日本健康会議)

日本健康会議が掲げる「健康なまち・職場づくり宣言2020」の達成状況を把握するため、厚生労働省と日本健康会議が全保険者を対象に、市町村の取組を調査したもの。

- 調査対象:市町村国保、後期高齢者医療広域連合、健保組合、共済組合、国保組合、協会けんぽ、保険者協議会
- 調査時期:平成30年6月
- 調査時点:平成30年3月時点
- 回収率:市町村国保95.1%、後期高齢者医療広域連合100%、健保組合93.5%、共済組合96.5%、国保組合95.7%、協会けんぽ100%、保険者協議会100%

(3) 特定健診受診率向上のためのヒアリング調査

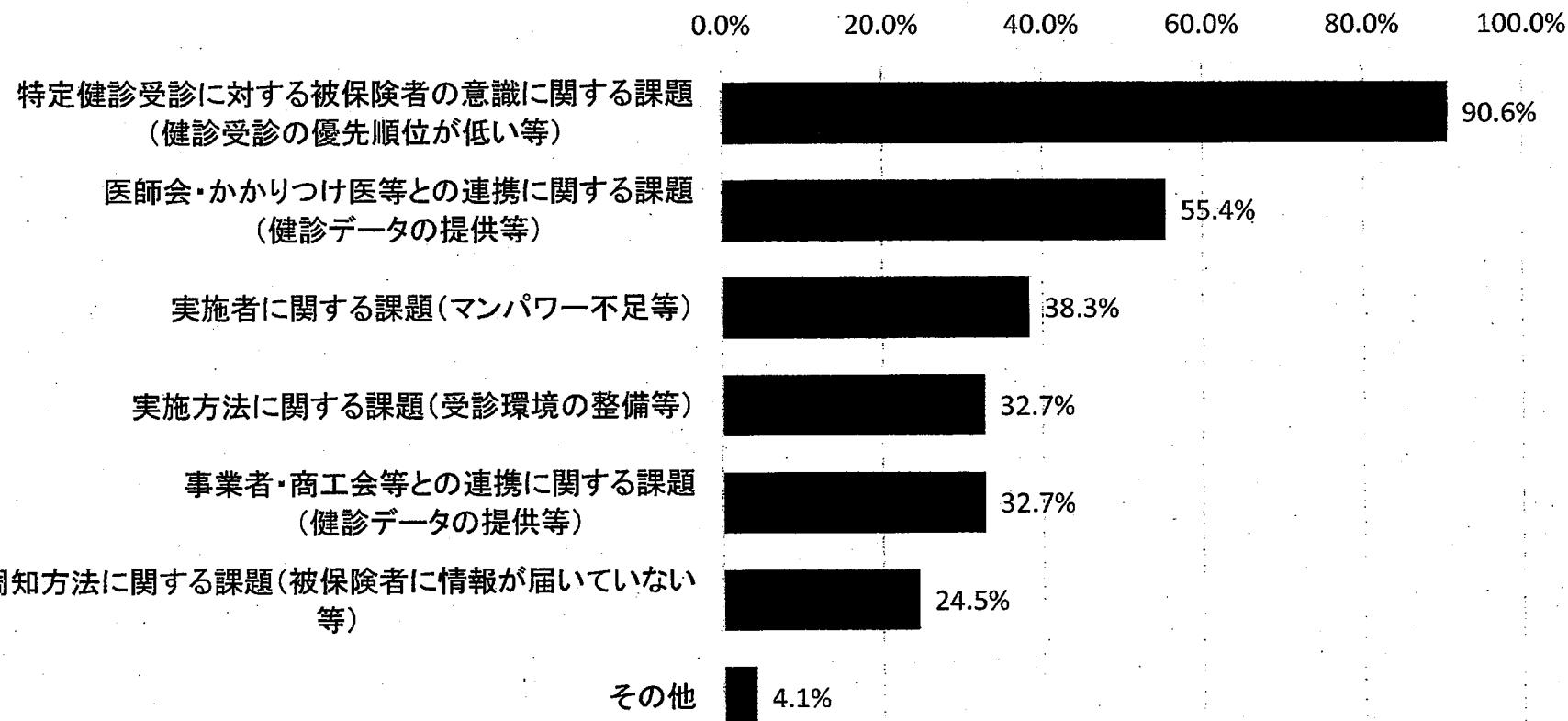
前年比較で特定健診受診者数の伸び率が高い市町村(規模別)について、ヒアリング調査したもの。(小規模市町村は除く)

- 調査対象:市町村(10市町村)
- 調査時期:平成30年9月

特定健康診査受診率向上の取組で直面している課題

- 特定健康診査受診率向上の取組で直面してある課題は、特定健診受診に対する被保険者の意識に関する課題（健診受診の優先順位が低い等）が最も多く、次いで医師会・かかりつけ医等との連携に関する課題（健診データの提供等）であった。

特定健康診査受診率向上の取組で直面している課題 (N=1,741) ※複数回答



平成29年3月30日	資料1-1
第28回保険者による 健診・保健指導等に関する検討会	

第3期実施計画期間（平成30年度～35年度）における 特定健診・保健指導の運用方法の詳細等について

(※) 「第3期特定健康審査等実施計画期間（平成30年度～35年度）における特定健診・保健指導の運用の見直しについて（議論のまとめ）」（平成29年1月19日）を踏まえ、「実務担当者による特定健診・保健指導等に関するワーキンググループ」の検討結果も加えて整理した。

厚生労働省 保険局 医療介護連携政策課
データヘルス・医療費適正化対策推進室

医療機関との適切な連携（診療における検査データの活用）

1. 医療機関との適切な連携における優先順位

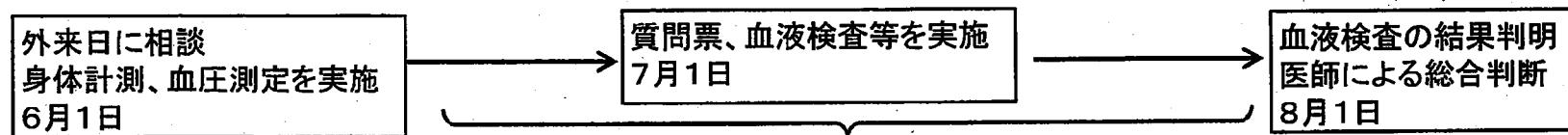
- かかりつけ医から本人へ、特定健診の受診勧奨を行う。（本人はかかりつけ医又は別の健診実施機関で特定健診を受診する）
- 保険者は、かかりつけ医で実施された検査等結果データのうち、特定健診の基本健診項目（身体計測、血圧、血液検査、尿検査、質問票、医師の診察、保健指導レベル、メタボリックシンドローム判定、医師の総合判断を含む）をすべて満たす結果データを受領し、特定健診結果データとして活用する。（本人同意を前提とする）

2. 診療における検査データを活用する要件

- 特定健診の受診日として取り扱う日付は、医師が検査結果をもとに総合判断を実施した日付とする。
- 検査結果の項目に不足があり基本健診項目の実施が複数日にまたがる場合は、最初に行われた検査実施日と、最後に実施された医師の総合判断日の間は、3か月以内とする。

(※1) 最初の検査実施日から医師の総合判断の日までは、基本的に当該年度内とするが、別途契約で定める場合は年度をまたがることも可とする。

(※2) 検査結果データ等の授受は、本人を介する場合は基本的に「紙媒体」となることが想定されるが、これ以外の検査結果データ等の取扱の詳細は、それぞれの地域の実情や、医師会との契約の有無や内容等に応じた方法とする。



3. 基本的な手順の流れ

- かかりつけ医で実施された検査データを、特定健診の項目として保険者が取得する方法は、保険者が当該本人に説明し、本人が同意し、本人がかかりつけ医へ相談の上、特定健診の基本健診項目の結果を保険者に提出する方法を基本とするが、地域の実情や、医師会との契約の有無や内容等に応じ、適切に実施する。

(※) 具体的な基本の手順として、以下の流れが考えられる。

- ① あらかじめ関係者間で、手順や費用の支払い等について、契約内容として取り決めておく。
- ② 保険者から本人に対し、保険者が提供する特定健診を受けていないが、かかりつけ医の元で実施された診療における検査等の結果データがあれば、特定健診の結果として活用できることを説明する。（保険者は、説明書や保険者からかかりつけ医宛の依頼書等を本人へ渡す等）
- ③ 保険者は、本人からの同意を書面等で取得する。
- ④ 本人は、通院時に、保険者からかかりつけ医宛の依頼書等を持参し、かかりつけ医に相談する。
- ⑤ かかりつけ医は、本人の同意を確認した上で、診療上の検査結果を依頼書等へ記載し、本人を介して、又は直接保険者へ送る。
- ⑥ 保険者は、受け取った当該本人の診療上の検査結果を、特定健診結果データとして活用する。

4. その他

- 実施したい保険者から、必要性と地域の実情に応じて、医師会と連携する取組から進めていく。
- 保険者から支払基金への実績報告（健診結果・質問票情報、個表）における特定健診の実施機関番号は、検査を実施した保険医療機関の番号とする（手引きの付番ルールに基づく）。
- この取組の名称は、「保険者とかかりつけ医の連携による治療中患者の特定健診の推進及び診療情報の提供」とする。